

平成21年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開会（開議） 平成21年 6月29日（月） 10時03分宣告

1、出席議員

1番 安部 大助	6番 小野 昌士	11番 遠藤 義光
2番 前田 芳樹	7番 齋藤 昭一	12番 池田 信博
3番 平田 文夫	8番 石田 茂春	13番 吉田 政司
4番 齋藤 幸廣	9番 高宮 陽一	14番 福田 晃
5番 是津 輝和	10番 米澤 壽重	15番 安部 和子
		16番 松森 豊

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田 和久	定住対策課長 岡田 清明
副町長 門脇 裕	農林水産課長 山崎 龍一
教育長 藤田 勲	下水道課長 中前 千之
総務課長 渡部 國彦	建設課長 井川 寛
会計管理者 嶽野 正弘	水道課長 大庭 孝久
企画財政課長 齋藤 福昌	総務学校教育課長 岩水 守
税務課長 竹林 行政	生涯学習課長 高梨 康二
町民課長 佐々木 秋幸	布施支所長 松井 忠弘
福祉課長 村上 静夫	五箇支所長 村上 和弘
保健課長補佐 灘脇 守	都万支所長 石川 伸吉
環境課長 浅生 久	行政係長 渡部 誠
観光商工課長 池田 高世偉	財政係長 鳥井 登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 大 上 博 人 庶務係長 藤 田 睦 代

1、傍聴者 22 名

議事の経過

議長（ 米 澤 壽 重 ）

ただ今から本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告 10時03分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択性としています。また、質問時間は答弁を除き30分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力宜しくお願い致します。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、或いは報告、説明を求め、または、疑問を質するためのものですので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は、始めの質問に対する答弁の不明瞭な点に対する質問でありますので、質問の趣旨にそったものとし、通告した質問の範囲を超えない様、質問者各位には、よろしくお願い致します。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

議長（ 米 澤 壽 重 ）

始めに、15番：安部和子 議員

15番（ 安 部 和 子 ）

通告致しておりました質問を致します。

食の知識や、健全な食育生活を育む「食育」を推進するため、内閣府の食育推進会議が2006

年3月に決定され、基本方針の他、学校給食の地場産物使用割合や、朝食を食べない子どもたちをゼロにするなど、10年度までの数値目標を明記いたしました。

これにより、各自治体は、農山漁村の交流に取り組む姿勢を取り入れ、毎年6月を「食育月間」と決めました。食育基本法では、食育を生きる上での基本と定め、「食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する事ができる人間を育てること」とうたっています。

わが町、隠岐の島町におきましても、食育推進計画は勿論の事、21年度には学校給食の方針も示され、基本目標と重点施策が明記されました。これにそって、学校給食センターの運営がなされ給食内容の充実が図られる事は、大変好ましい状況であります。

さて、行革によります給食センターの統廃合であります。平成7年に開設された、都万学校給食センターは、なるほど老朽化が顕著であります。施設のみならず、衛生管理面、調理設備、調理器具等さまざまところで、限界と見受けられる状況にあることは、否めません。

西郷学校給食センターへの統合の流れが働く事も納得できます。しかし、西郷学校給食センターとて、平成10年設立で、都万学校給食センターのわずか、3年足らず後から開設された、施設であります。もうそこに、老朽化が来ているといっても過言ではないと思います。

食材にしても、地産地消の推進を図る為、地元産物を取り入れる努力をされているものの、最適な貯蔵庫がないため、どうしても限界があります。また、今年4月には文科省により、学校給食衛生管理基準が、改正並びに新設されました。それによりますと、第9条に「学校給食の実施に必要な施設、及び設備の整備と管理調理の過程における衛生管理等必要な事項について維持される事が望ましい基準を定めるものとする。」とあり2つ目に「学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして、適切な衛生管理に努めなければならない。」となっています。もし、適正を欠く事項があると認めた場合には、設置者は速やかに改善し、必要な措置を講じなければならない責任がある・・・とうたっています。

西郷学校給食センターに、適正を欠く事項があるかどうかは、基準に照らし合わせてみる必要がありますが、しかし施設のみならず、設備の整備と管理基準は、相当厳しくなっている事は、事実であり、その責任はすべて設置者にあるのです。

そこで私は、適切な規模の、最新式の設備を備えた新しい隠岐の島町学校給食センターを、適切な場所に建設することを提案致したいと思います。

教育は 100 年の大計と昔から云われます。10 年、20 年後にどうなるかを考えた場合、食材貯蔵庫完備の給食センターの新設は、今、なけなしのお金をたたき込んでもやっておかなければならない事だと考えます。もしもそれが不可能であるならば、現場の声を最重視して西郷学校給食センターの大改修を図るべきと思いますが如何でしょうか。

番外（ 町長 松田和久 ）

16名の新体制になって初めての一般質問でありますどうぞよろしく願致します。

ただいまの安部議員の「新しい学校給食センターの建設について」のご質問にお答えします。議員仰せの通り、健全な食育は、児童・生徒の発育にとって重要な教育のひとつであり、学校及び学校給食センターでは、教員、学校栄養教諭及び学校栄養士が連携し、その推進に努めているところであります。

「食材貯蔵庫完備の学校給食センターの新築について」のご質問でございますが、西郷学校給食センターは、平成 11 年 5 月より給食の提供を行い 10 年が経過しております。この間毎年、隠岐保健所に現場での指導を仰ぎながら、安全で安心な給食の提供に努めておりますが、学校給食施設・設備等の老朽化は避けられません。耐用年数等考慮し年次計画を立てたうえで対応したいと考えており、現段階での学校給食センターの新築は考えておりません。

また、食材貯蔵庫の整備につきましては、文部科学省が定めた「学校給食衛生管理の基準」により、学校給食センターでは、「野菜類等については、1 回で使い切る量を購入すること」となっており、貯蔵を認めておりません。野菜類等を保管して使用することができないことになっておりますので、学校給食センターでの複数日、あるいは数ヶ月分の食材管理を可能に致します貯蔵庫の整備は、今のところは必要ないものと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

15 番（ 安部和子 ）

勿論年次計画は必要、重要であり且つ欠かせないものでありますが、今、西郷学校給食センターでは米飯の委託のために手狭になっていることは一目瞭然であります。

また、それぞれの栄養教諭は教育要覧で 12 項目挙げて努力するとはいっておりますが、その中に食品の貯蔵庫または保管の適正を図るとありますが、食材を貯蔵する低温貯蔵庫が完備していれば、隠岐の島町で採れた魚や野菜等、地元産物をもっと適正に活用できると言っておられます。そして、2008 年 6 月に隠岐の島町が出した「食育推進計画」の目標値 45% を達成することが出来ると言っておられます。是非このようなところに耳を貸されて相談されるべきだと思いますし、そして、またその年次計画は、いつ頃までにたてられるのか。この

2つをお聞かせ下さい。

番外（ 町長 松田和久 ）

先ほども言いますように、西郷学校給食センターというのは、開設されましてから10年を経過致しております。老朽化がまったく進んでいないとはいえません。毎日使うものですから、当然のことだと思いますが、今これを直ちに改修しなければ使えないという事ではありません。ただ、衛生管理上、今日、入った物が、料理されるまでにいい管理でされるということについては十分に配慮する必要があると思います。そういう意味で、私は来年度には学校統合が進められることになっておりますが、今の子供の生まれる数と、島に今いる若い方々の状況からすると、そんなに多くの子供さんが増えるような要素が今のところはそんなないという感じがしております。

そんな中で、学校統廃合も後10年もすれば次の時代には必ずや一転、再編というのが話題に挙がってくるだろうと思います。そういう中で、今後の学校給食のあり方は、どうあるべきかということが、改めてなされてくると思います。そういったことを見比べながら今後、整備が進められていくべきではないかと考えております。具体的にどのような計画を立てられているのかということについては、むしろ教育委員会の方がよいかも知れませんが、申し訳ありませんが私の方ではまだそこまで確認致しておりません。

番外（ 教育長 藤田 勲 ）

年次計画につきましては、今、具体的なものは持っておりませんが、先ほど町長答弁にございましたように、今後子供たちの数が減っていく中で、学校再編も将来掲げていかなければならない問題というように考えておりますので、その当たりの具体的な計画というのは、今、まったく白紙の状態でありますので、そこら辺をにらんだ学校給食センターというものも当然関係してくるわけですので、現時点での明確な答弁は難しいお話でありますので、ご理解を頂きたいと思っております。

15番（ 安部 和子 ）

今、ご答弁いただきましたが、そういう中でも行革はどんどん進んで参ります。厳しい言い方ではありますが、計画のないまま行革の波に飲み込まれてしまうというような事だけは、隠岐の島町教育委員会の威信にかけて避けなければならないし、公民館と同じ轍だけは踏みたくもないし、踏んではならないと申し上げて次の質問に入ります。

隠岐の島町に於かれましては、本年度も「まちづくり懇談会」を全町12回、意欲的に実施されました。夜間の作業であります。大変ご苦労様でございました。

それぞれの、地域での住民との対話内容につきましては、すべて把握できているわけではありませんが、五箇地域で開催されました2回の懇談会は、傍聴させていただきました。その2回とも高齢者社会における、交通機関の問題が共通課題として、浮上いたしました。町では、地域の不便解消のため、ある時期には専門の地域バスを走らせたり致しましたが、その効果が見られないまま、廃止に追い込まれてしまいました。現在はスクールバスの活用が成されていますが、それでもなお、住民の不便は解消されている状況ではなさそうでありませぬ。その上この度の一畑バス料金の値上げであります。住民の不満は募るばかりです。

町部の循環バスについても、満足を得られていない地区もあると聞いています。観光商工課が所管いたします「隠岐の島町地域公共交通会議」では、この対策について、いろいろ試行錯誤されている模様ですが、私は、長い付き合いではありますが、従来の一畑バスに固執することなく、抜本の見直しを迫られている時期であると分析しています。早急にプロジェクトチームを立ち上げて益々高齢化が進む地域の交通事情を解消する為の隠岐の島町独自の、交通網整備に取り掛かれることを提案致します。

番外（町長 松田和久）

続いて分割質問2点目の「隠岐の島町独自の交通網整備を早急に」のご質問にお答えいたします。

町の公共交通網の整備につきましては、地域住民、特に交通手段を持たない高齢者や通学生にとっては必要不可欠な交通手段であることは今も昔も変わらないところであり、これらの維持、充実は町政の大きな課題のひとつと認識しております。

この整備につきましては、議員仰せのとおり観光商工課が所管します「隠岐の島町地域公共交通会議」において将来を見据え、本町の交通網のあり方について現状に固執することなく、大局的な観点から地域住民の代表を交え検討を頂いているところであります。

見直し案につきましては、今年の10月末を目途に私の方に提案頂くスケジュールを進めておりまして、提案を頂いた後に新たな体制について判断をする考えでございますのでよろしくお願いを致します。

15番（安部和子）

10月目途ということではありますが、地域公共交通会議では何通りかのシュミレーションをもっておられるのでしょうか。ひとつお聞かせ下さい。

番外（町長 松田和久）

現在検討中でありまして、検討したことをまとめながら、7月中下旬には事務局からこれ

までの話を総称する形で委員会で提案をすると、そしてそれについて今後検討してもらうというような状況に今、なっているということであります。

15番(安部和子)

期待して待っておりますが、現在働かれている方々の職がなくなるようなことは絶対避けられる事と信じておりますので、これをもちまして質問を終わります。

議長(米澤壽重)

以上で、安部議員の一般質問を終わります。

次に、5番：是津輝和 議員

5番(是津輝和)

平成16年10月1日の町村合併以来、5年目を迎えた隠岐の島町に於いて、支所機能の見直しと併せて、広域化した行政区域に伴い、益々自立した地域づくりの必要性が強くなって来ておるのは、ご案内のとおりであります。

その意味からも、「ひとづくり」の拠点である公民館活動の重要性が指摘されているのは、私が、いうまでもありません。

島根県が、平成19年度から県下約300の公民館を対象として、活動の活性化を図るため事業企画を公募し、モデル公民館を選定して「地域力醸成プログラム」の実証事業を展開しております。

その概要は、平成19年度が予算400万円で12公民館が対象。平成20年度が800万円で、24公民館が対象。平成21年度は1,200万円で37公民館が対象であります。ちなみに、隠岐の島町については、4つの公民館が共同事業として「クヌギの森で遊ぶ楽しさを、大人に知ってもらい活動の輪を広げる」事業が、平成19年度から採択されていて現在も活動しています。

このように島根県も公民館活動の活性化が、地域づくりに重要との認識で力を入れているのです。

また、平成18年2月に策定された「隠岐の島町行財政改革実施計画書施設一覧」の中で、西郷、布施、五箇、都万の各公民館について、今後の課題として、「今後学校の統廃合を進めていく中で、公民館を中心とした地域振興の為の活動が更に重要になる」と記載されています。

私も、まさにその通りだと思っておりますが、今年の3月には中央公民館構想が持ち上がったたり、4月からは公民館長が兼務となるなど、必ずしも公民館活動が充実される方向では

無いような、社会教育行政が行われているように思えてなりません。

そこで、公民館の管理と運営体制を軌道修正する必要があるとの観点から、次の事について教育長にお尋ねします。

平成 20 年 3 月議会において、隠岐の島町公民館設置及び管理条例の一部が改正されました。改正は第 7 条の変更で、その内容の概要は、「4 公民館にそれぞれ公民館運営審議会を置き、委員定数は 10 人以内」とあったのを、「公民館の運営を適正かつ円滑に行うため、公民館運営審議会を置き、定数は 14 人以内」とするものであります。

説明では、4 つの公民館運営審議会を 1 つにするためだとのことでしたが、改正第 7 条からは、公民館運営審議会が 1 つとは、私にはどうしても読み取れません。社会教育法第 29 条第 1 項の規定では、「公民館に公民館運営審議会を置くことができる」とあります。必置義務ではないが、置く場合には公民館毎に公民館運営審議会を置きなさいとの趣旨であります。

そこで、教育長に伺います。

この、改正条例第 7 条を以て、1 つの公民館運営審議会が 4 つの公民館長の諮問を担当することが出来る根拠を示してください。

又、公民館はそれぞれ独立した組織であります。依って公民館長の諮問機関である公民館運営審議会は、公民館と一対であるべきだと考えますが如何ですか。

番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

只今の是津議員のご質問にお答えします。

まず 1 点目の、平成 20 年 3 月議会において一部改正を行なった「隠岐の島町公民館設置及び管理条例」が、「公民館運営審議会が 1 つと読み取れない」ということですが、改正前の条例では、「それぞれの公民館」西郷、布施、五箇、都万 4 公民館に公民館運営審議会を置くこととしていた訳ですが、4 公民館に共通した「公民館運営審議会」とするため、条例改正により「それぞれ」という文言を削除したところであります。

議員ご指摘のとおり、社会教育法第 29 条第 1 項の規定では公民館運営審議会は「置くことができる。」任意設置となっております。従いまして、設置するかしないかも含めて市町村の裁量に委ねられているものと考えております。

次に、「1 つの公民館運営審議会が 4 つの公民館長の諮問を担当することが出来る根拠」と「公民館は独立した組織であり、公民館長の諮問機関である公民館運営審議会は公民館と一対であるべき」とのご指摘につきましては、昭和 34 年 4 月の都道府県教育委員会あての社会教育局長通達において、「市町村が 2 以上の公民館を設置する場合には、条例で定めると

ころにより、その2以上の公民館に共通の公民館運営審議会を置き、それぞれの公民館の館長の諮問に応ずるものとするのが認められた」ということになっておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

5番（ 是 津 輝 和 ）

只今の教育長の答弁で、第7条の「それぞれの公民館」の「それぞれ」という文言を削除したわけですが、公民館という呼称は一般的な呼称と私は理解するのが相当だと思うのです。そういう観点から第7条を見ても「公民館に公民館運営審議会を置く」となっておりますので、1つが全部の公民館を担当するというにはどうしても理解出来にくい。もう少し、条例の文面というか、表現が整理されるべきと思っております。

先ほどの昭和34年の通達、社会教育法第29条第1項の但し書きのところその運用が書いてありました。但し書きには2つ以上の公民館を共通して担当する公民館運営審議会が出来るということが書いてあります。その運営の仕方を通達で条例に謳って、そういう趣旨の通達がありました。

この度、社会教育法が全面改正されました。その前にいくつかの改正がなされておりました。先ほど言われた昭和34年の通達は旧法の第29条第1項についての但し書きの通達です。社会教育法はいろいろ改正されておまして、この第29条の但し書きがとれたのが平成11年の改正なのです。平成11年に改正されて12月にこの但し書きはとれているのです。つまり複数の公民館を担当する云々というくだりが法律条文からなくなっているのです。これは非常に大事なことと私は思うのです。だから新しい法律に基づいて行政は当然執行すべき責任があります。それなのに、古い法律の条例を根拠にやられるというのはおかしいのではと思うのですが如何ですか。改正前の条文を読んでもみますよ。「公民館に公民館運営審議会を置く。但し2以上の公民館を設置する市町村に於いては条例の定めるところにより当該に委譲の公民館について1つの公民館運営審議会を置くことが出来る」これは古い法律なんです。

現在は先ほど言われたように「任意設置で公民館運営審議会を置くことが出来る」とそれだけなんです。社会教育法第29条を根拠に複数の公民館を対象に1つの公民館運営審議会が担当するということが、私にはどうしても理解できないのですが如何ですか。

番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

審議会を置くか置かないかという事は任意の審議会設置であります。条例改正につきましては、公民館運営審議会を任意に設置することが出来るということでありますので、必ずしも、この条例と任意設定という私共の解釈と・・・。共通した公民館運営審議会を置くこと

が出来るという解釈で間違いはないと思っておりますが。

5番（ 是 津 輝 和 ）

答弁頂きましたが、解釈に間違いはないというお話でしたが、その根拠が答弁の中にまったくないわけです。初めの答弁では旧法の指定に基づくそれをベースにした、その通達を根拠に答弁された。再質問では任意だからいくつ置こうが勝手だという趣旨にとれたのですが、それはある意味では、曲解ではないですか。残念ながら私は、その様に理解したのですが。公民館運営審議会を置くのでしたら、公民館長の諮問機関ですから、公民館長が各公民館にいるわけですのでやはり一対じゃないですか。だから改正法では但し書きの部分が取れたのですよ。取らざるを得なかったのですよ。何をもって間違いないと言えるのか根拠を示して下さい。

番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

以前の法改正前は必置を義務付けられておりました。これを市町村教育委員会の任意設置という判断で私共は共通の公民館運営審議会を設置したということの繰り返しになってしまっていますが、そのように判断を致しております。

5番（ 是 津 輝 和 ）

再々質問の答弁をいただきましたが、再質問と同じ答弁でしたので大変残念です。議論が噛み合いませんが3回目ですので、次の質問が出来ませんのでこの次に委ねるしかできませんがこれは大変大きな問題だと私は思います。任意という解釈を理解されていないように思います。

次の2点目の質問に移ります。公民館長等の任命についてであります。

今年の3月議会において提案されていた、中央公民館設置条例の議案が議会において多くの疑義が指摘され、議案の撤回という極めて異例な事態となったのは、ご案内のとおりであります。

その後の職員の人事異動で、五箇、都万公民館長は西郷公民館長が兼務し、布施公民館長は布施支所長が兼務するという公民館体制が執行されました。

新年度からは、中央公民館体制でスタートする予定であった為、館長の人選が難しかった旨の説明がありました。社会教育法第28条の規定に、「市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により当該市町村の教育委員会が任命する」とあります。そこで、教育長に伺います。

この度の、公民館長や職員の人事について、あなたが推薦されて教育委員会が任命された

経緯と、公民館長が兼務の理由を教えてください。

番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

分割2点目の「この度の公民館長や職員の人事について、私が推薦して教育委員会が任命した経緯」のご質問にお答えします。

公民館長に限らず教育委員会部局に属する職員の任命につきましては、町長部局が行う人事異動と緊密な連携のもとに、一体的に行っております。この度の公民館長の任命につきましては、町長部局との連絡調整後に条例改正案を撤回させていただいた関係上、改めて町長部局との協議を行った上で教育委員会に推薦したところであります。

次に「公民館長が兼務となった理由」についてですが、今年4月から五箇公民館長と都万公民館長を西郷公民館長が兼務し、布施公民館長については布施支所長が併任しています。これは中央公民館制度に移行するための「隠岐の島町公民館設置及び管理条例」改正についての議案撤回が議会で許可されたのが3月19日でしたので、人事異動の内示まで日数が少なく、新たな管理職の配置が困難な状況となっていたこと及び、新たな管理職の登用は行財政改革の中で職員定数の削減を図っていくことにも逆行するものであることなどから、兼務ならびに併任とさせていただいたところですのでご理解を賜りますようお願いいたします。

5番（ 是 津 輝 和 ）

再質問いたします。町長部局と人事異動について協議を重ねて準備をしていたということですが、中央公民館構想が頓挫せざるを得なかったということで急きょ現在の体制になったということですが、先ほどの答弁で人選についても教育長が推薦をし、教育委員会に推薦をしたということでした。私は教育委員会の会議録を見させていただきました。3月中に開かれた会議録には人選の案件が出ておりませんでした。担当職員に何故かと尋ねました。「人事に関しては秘密会で行う」ということでした。仮に秘密会であろうと、これは教育委員会の決定する案件なのです。社会教育法第28条に明記してあります。推薦するのは、教育長、任命するのは教育委員会と、この議会でも例えば委員の任命とか……。きちんと議題に載って決議を経て執行されるのではないですか。教育委員会も同じではないですか。それなのに議題にも挙がっていない。それは単なる報告じゃないですか。私はこれは教育委員の方も大変残念と思いますよ。教育委員会のあり方、貴方は教育長として、事務局を束ねる職責を持っていますが、それは教育委員会の指揮、監督のもとにある仕事ですからあくまでも教育委員会が責任を持ってやるのがその上にあるわけで、そのひとつが先ほど言った「人選任命権」なんです。それを残念ながら報告で終わっている。それはおかしいのではないですか。私は強

く思いますよ。

先ほどの答弁の中で「町の行財政改革、職員を増やせない、お金も使えない」と言われましたが教育委員会は、町長部局と独立した組織なのです。法律がそれを保護している。但し予算執行は町長部局が握っているという関係です。教育行政に関わることは、堂々と主張されなければいけない。そのところが弱い気が私はします。教育委員会も当然自分のところで行財政改革をやらなくてはならない。町長部局の行財政改革に振り回されているように感じます。先ほど安部和子議員からも出ていましたが、行財政改革に呑み込まれないようにと…。もうすでに呑み込まれているんじゃないですか。これは、是非改めなければいけないし、しっかり教育委員会として教育委員の方に自覚をもってやってもらうことが必要と私は思うのですがどうですか。

番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

勿論、教育委員会は町長部局と独立した組織体であるということは承知を致しております。ただ、その一方で町全体が行財政改革を進める中で、私ども教育委員会は、行財政改革とは関係ございませんということは申し上げることは出来ません。ただ、教育委員会という事務局が町と一体となる部分も勿論なくてはならない。それが隠岐の島町の教育行政であり、一般行政との関わりということでございます。

次に先ほどの公民館長の件ですが、3月26日に教育委員会を開催いたしまして、私が推薦をし、教育委員会が承認をし、任命し、そうした手順は踏んでおりますので社会教育法上の手続きは踏んでいるということで、ご理解を頂きたいと思います。

5番（ 是 津 輝 和 ）

答弁いただきましたが理解できません。人事議事案件のくだりの答弁がありませんでした。秘密会でいいのかという話、それと教育委員会の中での行財政改革の話。それがないからとは言いませんが、それが弱いから町長部局の行財政改革の中に呑み込まれてしまっているような気がしてなりません。答弁の中で度々出ておりましたが、間に合わないから、時間がなから、3月19日以降の人选の時間的余裕がなかったからやむを得なかったとは理解いたしますが、何も公民館長、公民館職員に限っていいますと、何も役場職員でなくてもいいわけです。むしろ、文科省が社会教育に求めているのは、極めて専門性の高い職員を求めているのです。ですから法律の中でも研修をきちんとしなさい、資格をとらせなさいということが明記されております。プロパーで専門性を養成していくような体制でやられた方が、むしろ中長期的には、私は社会教育の中での公民館体制のあり方というのは望ましい方向に行くと思

いますよ。仮にそういう体制に移行するにしても暫定的に時間が足りないということであれば、暫定期間は、例えば数ヶ月、半年くらいは職員から出向いてもらってやってもらうという事も出来ないことではないじゃないですか。それが、教育長の仕事と思います。

先ほどの人事案件の協議の会議のあり方とか行財政の取り組みのあり方等も含めてご所見を伺います。

番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

人事案件につきましては、全て非公開としてこれまでもやってきております。今後も人事案件は非公開ですので、続けていかなければならないと思っております。議事案件として議案に載せるかどうか検討して参りたいと思っております。

次に公民館長人選の件ですが、役場職員ではなくてもということも勿論協議はしてきておりますが、結果的にはそうはならなかったということがございますのでご理解を頂きたいと思っております。

議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、是津議員の一般質問を終わります。

ここで10分間の休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 11時00分 ）

本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 11時10分 ）

一般質問を続行します。

次に、2番：前田芳樹 議員

2番（ 前 田 芳 樹 ）

島の将来について伺います。

島の産業経済は危機的状況にあり、建て直し対策を急がなければならないと思います。世界不況、財政難、人口減少などで島の経済は縮小スパイラルにあって、これから一段と加速していきだろろうと思われれます。今、対策を取らなければどうにもならなくなる。

根源の課題は、島に帰りたい島に住みたいと言う若者は本土にたくさんいるが、島の中では生活設計が立てられないから帰れない・・・というところにあるのではないのでしょうか。民間で働く若者達が島で将来の生活設計が出来るように援助して行くことが大切だと思います。次代を担う若者達が減少すると介護福祉も成り立たず、少子化と人口減少が加速する。低報酬で支えられている介護福祉、毎日不安を抱く建設業労働者、壊滅的な林業、所得が減

り続けている農業、不振の観光産業、成り立たない個人商店など、これでは若者達に島の中で夢を持つとは言えない。若年層が住めない増えない社会は衰退するのは当然の帰結です。

若者達へ諸々の島内定住対策をして行くことが大切であり、島の将来へ繋がるはずで

す。町政はこれまでよく財政再建を進めて来ました。非常に重要なことです。ただ、島の産業経済がこのような危機的状況では、若者達の減少を招いている事態では少しそのスピードを緩めてでも財政出動による産業振興対策と若者達の定住対策を今以上に取るべきではないでしょうか。

島を取り巻く好漁場には島を再興できる産業的な可能性はまだあります。大きく制度資金を投じて持続性のある漁業振興をして水産高校の卒業生達の働く場所を作るとか、高規格道路網の整備や災害防止対策の為に公共工事はまだまだ必要でありまして、立案計画をして一定量の工事は継続できるようにするとか、認定農業者や農業公社を核として農地保全に努め荒地を無くし田園風景を守りながら高収益農産物を作ること。林業作業道の整備をして森林再生に取り組み将来に備えることなど、雇用機会の創出になる案件はたくさんあると思います。当面は財政出動してでも若者達の安定した雇用機会の創出に懸命に取り組む必要があると思いますが町長のお考えを伺います。

2点目下水道整備について伺います。

下水道整備は、地域間公平性を保つ為にも幾分でも全域同時に進めていくべきではないでしょうか。平成17年の町村合併の時に4か町村が約束を取り交わしていた新町建設計画によれば西郷の公共下水道、中村の漁集、五箇の農集が策定されていましたが、現状では西郷のみが進行して中村、五箇はいつになるのか解らない状況では地域間公平性に欠けると思います。財政との見合いだが幾分でも同時に進めて行くべきではないでしょうか。宅内改造費が多大で自己負担が大きいことと無利子融資制度が完備されていなかったことなどから中村では地区内協議がまとまらず先送りになって大久地区を進めることになったこと、五箇では個別の合併浄化槽への補助で進めている部分もあるとは聞いています。

しかし、下水道整備は、一般的には生活環境水準のバロメーターであり、また、単に人間の生活衛生面での範囲に留まるだけのものでも無い。中村川、重栖川の河口付近は家庭排水で富栄養化が激しく水質の悪化が著しい。川底は見えず魚の姿もめっきり減っている現状を先送りは出来ません。河川は家庭排水の排水路ではなく、島を取り巻く海と一体であり、家庭排水の流入を防止して河口付近の水質改善対策を急がなければなりません。どうしても島の中央部から遠い北部の社会資本の整備は遅れがちになるようです。伊後、西村、中村、元

屋と五箇の重栖川流域の下水道整備も出来るだけ早く進める必要があると思います。財政再建真っ只中の現状はよく解りますが、建設業は仕事が無くなり棲息吐息でそこで働く労働者も失業への不安に駆られている時だからこそ、雇用機会の確保も兼ねて事業推進をするべきだと思います。起債制限比率等をにらみながら起債をしてでも幾分なりとも事業計画の実施を全域並行して進めるべきです。これらの事業実施計画に関する町長のお考えを伺います。

3点目、竹島領有権及び漁業権の回復運動の今後について伺います。

竹島が日本固有の領土であることは政府の公式な見解である。島根県は、澄田前知事と県議会が勇気を出してよく先導して来て、今日の広がりにも動きを高めてくれました。

歴代の五箇村長が東京へ陳情に行っていたのを引き継いで松田町長はよく中央への陳情を続行しておられ、何よりも松江の竹島大会では、どの国会議員よりも素晴らしいアピールをして下さいました。国際法上も歴史的側面からも竹島がまちがい無く日本固有の領土であることは「竹島問題研究会」がはっきりと解決してくれました。江戸時代から何の問題も無く日本が占有して漁業をして来たのに、全ては李承晩ラインからが混乱の始まりは皆様周知のことです。戦後の復興期に工業製品を韓国に売り込む経済界の要求に負けて弱腰外交を続けて来た日本外交のお粗末さの結果が、現在のような領土を守れない今日の状況となっていると思います。昭和29年5月に久見の漁師11人が県の調査船「しまかぜ」で状況視察と実力行使に竹島へ行った時には誰もいなかったと聞いております。嘗ての漁業権者であった橋岡忠重氏と竹島で漁撈に従事した漁師たちが、返還運動と陳情を戦後ずっと続けていましたのを私は小さい頃から聞いておりました。

昭和39年までアシカ漁業権を保持していた池田邦幸氏も健在です。先人達の切なる思いを察すれば、戦後ずっと続けられて来た返還要求運動をここで諦めるわけには行きません。小さな久見漁業協同組合での運動の記録、五箇村での県民大会の開催、アリーナでの隠岐大会、県議会での「竹島の日」条例制定、町村合併で隠岐の島町へ引き継がれ「竹島問題研究会」による問題解析へとよくここまで進んで来たと思います。

ただこの辺で隠岐の島町は、これまでのような「県がやってくれるだろう」では無く、自ら能動的に運動を展開するべき段階に来ていると思います。小中学校の副読本への掲載配布は効果的ですが素晴らしいことだと思います。町民の認識を高めることが大事です。町長が東京へ陳情に行くときには、「竹島問題を考える」メンバー等を同行させてもっと強くアピールする必要があると思います。久々に隠岐での「竹島大会」を開催すること。新町建設計画書に約束されていた「竹島漁撈歴史記念館」を早期に建設すること。自ら当事者と

して取り組むべきことはたくさんあると思います。

町は旅費の 22 万円だけではなくそれなりの予算措置をして強力に行動するべきだと思いますが、町長のお考えは如何でしょうか。お伺い致します。

4点目、農業公社の存続及び島内の農地保全と水田耕作体制の将来展望について伺います。経済のグローバル化と同時に米の貿易関税撤廃と自由化への外圧が高まり、対内的には大規模農家育成の為の減反政策見直しで米価下落を招き、認定農業者といえども更なる国の補助金の増額無しでは経営は困難となって来るだろうと思います。そんな中でも隠岐の島町は田園風景の景観保持をしながら島内消費するだけの米は耕作して行かなければならない。

島内の水田耕作の現状は、農業者の高齢化、米価の下落、流通の変貌などで、嘗てのような小規模兼業は出来なくなって、農業公社、認定農業者への耕作委託が大変進んでいると思います。この傾向は否応なく進み 10 年後 20 年後には格段に進行するはずで。

また、農業公社の所在する近辺では耕作放棄地はほとんどないが、離れた地域では圃場整備した立派な水田でも仕方なく耕作放棄した所が目立つ。公社が荒地を復元しても耕作条件が良くて認定農業者が、そこを作りたいと望めば公社は譲らなければならず、認定農業者は好条件の場所のみを優先して耕作できるようになっているようでございます。公社が認定農業者を下支えしての役割分担はそれなりに形成されて、双方共に今後の島内の水田耕作には不可欠であり重要度をさらに増して来るだろうと思います。ただ、認定農業者は多大な制度補助金を受けて好条件の場所のみを耕作していても、今後を安定的に永続的に耕作して行けるとは限らないと思います。家族で世代交代を永続的に繰り返して行くことはそう簡単なことではないと思います。家族の一員が労務不能になったら、たちまち耕作不能に陥ってしまいます。今でも経営が楽ではないという認定農業者に耕作放棄地の対処をさせるには全く無理があるだろうと思います。

其の点、公社は組織的に次世代を養成しながら永続的に耕作放棄地の解消に対応して行けると思います。これからは縮小民営化どころかむしろ公社拡大の必然性が増して来ると思います。これは同時にこれからの島を担って行く若い世代の貴重な働く場所の確保でもあり、社会保険料の負担もおぼつか無い緊急雇用対策と違い、人的社会基盤の安定に繋がる大事な部分です。近未来の隠岐の田園風景を想像する時に、現風景が崩壊してススキが原の広がり、蛙の合唱も聞こえず、野ネズミ達の楽園と化してしまうのかと思うと忍びないものがございます。既に、山間部の田畑は山林化しており、杉林とススキが集落へ押し寄せて来ているように感じます。これに歯止めを掛けて水と緑の楽園、島の景観を保持しなければならない。

それには農業公社が既に重要な役割を果たしているが、行政がいま以上に主体的に係わらざるを得なくなるはずであります。

農業公社の縮小と下部組織に農業生産法人を設立して二重構造にする検討委員会の答申がありますが、検討課題も多く中長期的な将来展望に甘さがあると思います。

農業公社の存続、農地保全、水田耕作体制に関する町長の将来展望をお伺い致します。

番外（町長 松田和久）

只今の、前田議員のご質問にお答えします。

まず1点目の、島の将来についてであります。議員ご指摘のとおり、若者の定住に向けた産業の振興対策は、私も非常に重要であると思っています。

現在、本町では若者の定住・雇用対策の一つとして、「定住奨学資金貸与条例」を制定しており、この制度は、高校、大学、専門学校等に在学する本町出身の学生等で卒業後、本町に定住するという方を優先に学資を貸与し、本町の将来を担う人材を育成・確保することを目的としているものであります。

昨年度までは、毎年5名の方に貸与していましたが、本年度から枠を広げまして、7名の方に貸与しているところでございます。

この貸与者の内、本町に帰って来られた方々の比率は、約三分の一の35%となっており、主に介護及び看護師関係が多いという状況であります。それ以外は職場がないということから帰れないということだと思えます。

また、昨年度、策定いたしました、本町の「企業立地奨励条例」により、事業所を新設及び増設する企業に対して、施設整備に係る費用とか社員の研修に係る費用等について、5年間程度の初期支援を行うこととしておりまして、当面、バイオマス等の環境産業とかIT産業の立地の見込みがあると考えております。

その、IT産業につきましては、今年6月からコールセンター業の操業が開始され、現在34名の職員が採用されており、12月までには、50人の雇用を予定し、将来的には、100名程度の雇用を見込んでいると聞いているところであります。この職場は、20代から30代の年齢層も多く、町としても若者の雇用の場として大いに期待しているところでございます。

また、バイオマス関連の環境産業につきましても、本年度は松食い虫の被害木材や林地内の残材などの未利用の木材を燃焼用やパルプ用のチップ材として、建設業者との異業種間の連携を図りながら、本土へ搬出するための社会実験を行う予定にしております。

一方で、第一次産業の雇用対策としまして、企業の農業参入に対する相談対応、各種支援

を行なっておりますし、新規の就農者には、研修などの技術的支援及び経営・施設整備に係る経済的支援を行なっているところでございます。

議員仰せの若者の安定した雇用創出に向けた財政出動は、重要な事項として捉えておりました。今年4月には、定住対策課に起業支援係を設置し、取り組みを更に強化しておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に2点目の「下水道整備について」のご質問についてお答えいたします。

新町建設計画におけます下水道整備につきましては、前期での西郷公共下水道や箕浦漁集、後期での中村漁集及び五箇農集、併せまして、整備計画区域外の市町村設置型浄化槽や計画区域内での浄化槽設置補助金、それぞれの事業を活用いたしまして整備を推進し、概ね順調に新町建設計画どおりに進捗しているところでございます。

議員ご提案の、並行しての事業実施につきましては、来年度から大久漁集、平成23年度から五箇農集、少し遅れて平成29年度から中村漁集を、それぞれを計画しております。これらが計画どおりに進捗いたしますと、平成23年度から、公共下水道を始め、大久漁集、五箇農集、市町村設置型、浄化槽補助金の5事業を並行して実施する見込みであります。

こうした事業の実施計画であります。公共用水域の水質保全や快適な住環境を形成する上からも、早期に農・漁集落排水事業の着手に努めて参りたいと考えているところでございます。町財政の中長期の検証や実質公債比率の推移の基に、事業実施計画の事業評価を行い、事業の取捨選択を検討いたしております。現状におきましては、当面、現在の下水道事業実施計画を尊重して参りたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

3点目の「竹島の領有権及び漁業権の回復運動の今後について」のご質問にお答えいたします。議員ご案内のように、竹島は歴史的にも国際的にも日本固有の領土でありながら、韓国による占拠状態が続いています。領土問題は、国の主権の問題であり、主体的に問題の解決を図るべき問題であります。従いまして、町の基本方針は、韓国の国民との友好親善関係を基軸にしながら、国に対し問題解決の取り組みを強化し、働きかけていくことであると考えております。国当局に要望活動でも必ずその事は申し上げて参っております。

隠岐の島町内には、町村、議会、漁業団体の代表者で組織する「竹島領土権確立隠岐期成同盟会」が組織されていますので、この組織を中心にして運動展開を更に高めて参りたいと考えております。

現在、竹島問題に関する国の所管部署の設置を最優先課題と位置付け、国会議員や島根県

議会の方々とも連携を図りながら、何らかの結果を導き出すべく、訴え続けているところでもあります。最近になりまして、そういったことが少し功を奏して参りまして参議院本会議等でも有村晴子先生がそのことを申し上げて国当局に、何故対策本部がないんだという事を今、強く申し上げておりまして、国会の方でもそういった声に、功する意見が出て参っておりますし、先般は北方領土の関係で鈴木宗男先生の所へもお邪魔を致しまして、一緒になってやろうということで今、盛り上がりが出てきて参っております。

また、竹島漁撈歴史記念館につきましても、毎年関係省庁に要望書は提出しておりますが、少し気がかりなのは、与謝野先生が政調会長時代に行きましたら「設計図を持って来ているのか」という言い方をされましたが、私はそれはおかしいのではないかと、これは「領土問題であって、久見背先に集会所を作って下さいというようなもので来ておりません」というような事を申し上げておりまして其の時には、県議会の先生も一緒にお邪魔をいたしまして、議論致しておりますが、話はしておりますが、なかなか思うように進んでいないというのが現状です。

国は竹島問題について、国民世論を啓発する責務があるはずで、その一環として設置するよう今後も引き続き要望してまいります。

また、地元町村といたしましては、今月開催いたしました「中井養三郎と竹島展」や、今月24日に開催いたしました竹島問題研究所のスタッフ、佐々木茂先生の講演会など、町民意識を高めるための取り組みをはじめとして、竹島を掲載した副読本の有効活用、隠岐郷土館の竹島コーナーの充実、このことも県に同じ施設がありまして、どちらもということになると問題もあるようですが、何とかこれも整備して参りたい。ご指摘のありました「隠岐での竹島大会」を県に働きかけるなどの取り組みを、引き続き展開してまいりたいと考えているところであります。下條先生にお願いして今年の秋には、1,000人規模で隠岐でというお話をしておりますが、私は今年の春の大会で、もう何年もこういうことをやっている、また、敬愛化されてしまうということで、出来たら島根県が日比谷公会堂を借りてでも東京で何故やらないかと、そして、国会に討って出るという位の事を私はやるべきだということを今年は提案させて頂いたところであります。

なかなか相手のあることでありまして、一朝一夕には思うように行かない部分もありますが、少しずつは前に進んできているということを実感いたしておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後4点目の「農業公社の存続及び島内の農地保全と水田耕作体制の将来展望について」

のご質問にお答えします。

本町の農業の現状は、議員仰せのとおり農業従事者の高齢化が進み、後継者不足の状況であります。米価は昭和60年ごろをピークに下落傾向が続いておりまして、米の生産量は減反政策などもありまして、減少傾向ではありましたが、前年度は1,850トンあまりの米の生産量がありまして、これは、本町で消費される量の2倍近い量であると伺っております。

後継者不足対策としましては、新規就農者への技術的援助ですとか、経済的援助などを島根県と一緒に取り組ませて頂いております。また地産地消の推進などを通じまして、魅力ある農業を目指しております。

ご質問の農業公社の存続についてであります。議員ご案内の通り、町村合併以降、新町の農業公社として新たな出発をしたところでありますが、事務所の位置問題をはじめ、必ずしも円滑なスタートではなかった点もございました。また、一番大切にしなければならない農業者の方々や農地保有者の方々との信頼関係が、十分に確立されない状況が続きました。そこで農業公社のあるべき姿を模索するため、「隠岐の島町農業公社組織検討会」を設置して、如何にあるべきかを検討を始めたところであります。

本年3月に検討結果を答申いただきましたので、早速この答申に基づきまして、農業公社本来の目的であります、担い手への農地の集積を主な業務内容と致します、組織改善を行っていく考えであります。来年度からの実施に向け、検討作業を進めているところでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、現在の農業公社が行っております管理耕作でありますとか作業受託、農業施設の管理といったことは、今後も必要であるとのご意見をいただいておりますので、これらのことに対応して行けるような農業生産法人の設立を、検討しておりますので、答弁に申し添えさせていただきます。どうぞよろしくお願致します。

2番（前田 芳 樹）

一点だけ伺いいたします。

4点目の農業公社についてです。財団法人隠岐の島町公社は100%町出資ですが、その組織改編というのは重大な事業であると思うのです。町が当事者として主導的な役割を果たさなければならないはずであるのに、最近の検討委員会の答申、公社と町執行部のやりとりを聞いておりますと、町が決めていくものではない、しかし多分の支援は必要であると考えているのです。そして農業が好きな人達が集まって株式会社で生産法人を設立できればよいと言っているのですが、非常に安易で矛盾を含んでいると私は思うのです。確固とした将来展望が少

し欠如していると思うのです。やはり多分の支援はしていくと言っているわけですから、現在の補助金1,700万円今年度当てておりますが、町の持ち出しが増加するような事態になっては全く論外だと思うのです。現在の状況を聞いてますと、その辺が掴みきれてないのではと思うのです。安易な組織改編は戒めて慎重に方向性を探って頂きたいのです。現在の補助金を減額できるように、現在の組織の経営改善に取り組んだ方が安上がりになるかもしれないし、組織改編でのコスト試算を徹底してどちらがどうか、まず見極める事が必要であると思うのです。この点について如何でしょうか。

番外（ 町長 松田和久 ）

再質問にお答えをいたします。

実はこれまでの議会でも、農業公社の存続問題といいますが、農業公社のことにつきまして、この場でいろいろ議論をされてまいりました。私が非常に残念に思いますのは、農業公社が特に米を耕作されている農家の方々、認定農業者の方々からもっともっと農業公社に町はお金を突っ込んででも更に充実して欲しい。そして今400ha作っているはずですが、これを500~600にすべきだというようなご提言が私はあるべきだと思うのです。それが実は全く無く、逆に今のこの状態でこれ以上お金を突っ込むのかと、やめてくれという意見が非常に多く寄せられているのが事実なわけです。

そこで、私は職員にも農業公社の役員の方にも時には役場においていただいて、そういう実態をお話して、そしてまずその地域の皆さんから信頼される公社に作り直して欲しいと再三申し上げて参ったところであります。

しかしながら、それがおっしゃいますように公社の方もいいところを整備すると、そこにすぐ認定農業者がそこをくれと、あるいは企業が農業参入する。そこを使わせてくれということになりまして、いい所が少ない。その為に利益分が非常に悪いということについては分かりますが、しかしながらいくらでもお金を出して、いいからやれという事にはならない部分があります。そのあたりはもっともっと関係者の方々からこれでいいじゃないかと言われる努力を続けて欲しい。そして、今の保全管理ですが、私は非常に大事な事と思います。

これは海洋資源に対しても大きく影響することでありまして、それがどうでもいいと思ったことは一度もありませんが、今の隠岐の島町の実情からしますと8人も9人も本当にいて、それを維持するだけのそれだけの力があるかということはありません。そこで機能は充実させながら、どの程度でやればいいのか今、検討してくれということをお願いをしているつもりでありますので、安易にそれを移行させるとかではなしに、本当に農業振興させるためにどう

あるべきかを、この農業公社問題を含めて検討して欲しいと所管課長には申し伝えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

2番（前田 芳 樹）

町の主導的な関わりを期待して質問を終わります。

議長（米 澤 壽 重）

以上で、前田議員の一般質問を終わります。

只今より13：30まで休憩いたします。

（ 本会議休憩宣告 11時52分 ）

本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 13時30分 ）

一般質問を続行します。

次に4番：齋藤幸廣 議員

4番（齋 藤 幸 廣）

通告に従って小中学校の校区制度、校区外入学希望等について質問いたします。

小学校の統廃合については「行財政改革実施計画書」に概ね沿った内容で一年遅れたわけですが、平成22年4月から実施されるということになったわけですが、教育長をはじめ、教育委員会の方々、行革推進室の方々のご苦労は大変なものであったかと思えます。

また、それにもまして関係する保護者、地域住民の方々にとっては非常に不安を抱えての出発になる事と思われれます。新たな環境に児童、生徒が早く順応し生き生きとした姿が見られることを願ってやみません。「行財政改革実施計画書」の中に平成22年以降となって時期は、はっきりと明記されておりませんが、小学校の場合は更なる統廃合の検討、中学校では広範囲の中学校区における統廃合の検討というように記載されております。具体的に今、行財政改革の第二期の審議会と申しますか、今、そこらでも検討が始まると思うのですが、それが具体的にどう進められるかは定かではありませんが、その小中学校の統廃合の問題を検討して行く中で、そこに大きな影響を与えるのではないかと心配される状況が出てきているのではないかと考えられます。これは、私個人の認識ですが・・・。学校の先生方の中でもこの事を指摘される方がおられます。

それは校区外の入学申請の希望がこれから増えて来るのではないかとということが、心配されているということでもあります。そこで、具体的な質問に入りますが教育長にお伺いいたします。

隠岐の島町教育委員会では校区制度を設けています。今後もこの制度を続けて行かれるのでしょうか。この制度の中でも、校区外入学を認められている場合があると聞いています。その現状を教えてくださいたいと思います。申請数、許可数、申請理由、認可基準等について詳しく説明して下さい。

次に保育所、保育園については、校区のような制度はなく自由に保育所を選ぶことができるようになっていると思います。そこで、保育所を選ぶ場合、保護者が自分の居住地にとられる事なく保育所を選ぶ傾向が増えて来ております。それによって小学校入学時に、保育所あるいは保育園の友達が多い小学校に入学したいなどを理由として校区外入学申請が増えて来る可能性があるのではないかと考えられますが、そのような場合、教育委員会としてはどのような考え方をもって望まれるかということをお示し頂きたいと思います。

番外（ 教育長 藤田 勲 ）

ただいまの齋藤議員の「小・中学校の校区制度について」のご質問にお答えします。

始めに、「校区制度を今後も続けるのか」についてのご質問でございますが、議員ご承知のとおり、学校通学区域は、学校教育法施行令第5条により教育委員会が指定することとなっています。これに基づき隠岐の島町学校通学区域規則を定め、通学区域を指定しており、今後も、この規則に基づき対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「校区外入学の現状」についてご説明申し上げます。

校区外の入学を許可する基準は、「身体的理由」「住居に関する理由」「家庭に関する理由」「教育的理由」などがあり、5月末現在、小学校では73名・中学校では23名、あわせて96名の児童生徒の申請がございました。申請の理由が許可する基準をみたしていますので、全員に校区外の入学を許可しております。

次に、3点目の「友達の多い小学校に入学したい場合の基本的な考え方」についてでございますが、議員ご指摘のような、ただ単に幼児期での友達つながりだけを理由に校区外入学を許可することはございませんので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

4番（ 齋藤 幸廣 ）

只今の答弁で教育委員会としては校区外入学については保育所、保育園からの友達の多い小学校への入学については、それを理由とは認められないという事でしたが、その考え方は今の時点では、私もそういうふうに思うのですが、現在、校区外入学の申請が出た場合に100%申請を認可されているという現状を見た時に、今の保護者の方々は校区外入学が出来るのだというふうにとっておられると思います。96名という数を聞いて多いなあ～という感じを私

は受けました。今、保育所、保育園に入所されている保護者の方々もそういうふうに取り扱われるのではないかという感じがします。今までの私の聞いた経験の中でも校区外入学をしている方ですが、核家族で親がいる近くの保育所あるいは、学校へ入学させる、させたいというのも一つの理由としてなっていました。この核家族によって、あるいは父子家庭、母子家庭でもそういうことが、これからも事例として出てくると思います。

また、保護者の意識がこれからどうなっていくのかということも考えておかなければならないと思うのです。小中学校の統廃合の話の過程でも、統廃合を認めるかどうか、という段階で、教育環境の整った小中学校であるなら、そこに統合してもいいというのが保護者の方々から先にそういう言葉が出てきたというのを聞いております。こういうことを進めてきたということによって、保護者の中により教育環境の整った所に入学させたいということも出てくるだろうと思います。

もうひとつ大きな問題はこれまでにない規模で地域外の保育所に……。具体的な例を挙げますと隠岐共生学園第二保育所には相当広範囲から入所、入園児が集まっています。138名の内、三分の一まではいきませんが40人近くの方々が入所しているという状況があります。

そういう事を考えていくと今の基準の中の住居に関する理由とか家庭に関する理由、教育的理由という事が具体的にはちょっと分かりませんが、ただ単に保育所での子供の友達が多い小学校だけでなしに、いろんな理由でもってこれから増えて来るのではないかという恐れがあります。そこで先ず、教育委員会として取り組まなければならないことは、今の校区制度について、保育所入所児の保護者の方々にも説明しておかなければならないことだと思いますが如何ですか。住居に関する理由、家庭に関する理由、教育的理由等という中で、もう一度基準について見直す必要があるのではないかと……。そういうことについて今から取り組んでおかないと、徐々に増えて来る中で教育委員会で今から議論を深め方針を出しておく必要があると思いますが如何でしょうか。

番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

まず、校区の基準につきましては、特に平成に入ってから文科省の方針として初等中等局長の通知によりまず都道府県教育委員会を通して市町村教育委員会に対して、保護者の皆さんの考え方等につきまして弾力的運用をもって校区の基準を設けなさいというような内容の通知が毎年のように来ておたと記憶しております。そういった中で先ほど校区設定は必要だと申しましたが、学校運営をする中で校区をとっばらって、あるいは学校選択性をどんどん取り入れていくということは、現時点では考えておりません。小学校につきましては、家

庭に関する理由が一番多いですが、中学になりますとこれがぐっと減ってきて殆どないのです。従いまして認可基準というのは、他の市町村の教育委員会の基準を見ましても、殆ど変わっておりませんが、小学校ではやはり子供さんが小さいということで家庭の事情で保護者の勤務の関係、あるいは下校した後の子供の保護、観察、そうした視点からどうしても小学校が多いわけです。従いまして基準の見直しも、今後の動向で必要だとは思いますが、現時点ではそう適切な学校運営を疎外するような事由はございませんので……。ひとつ申し遅れましたが、保護者に対しては学校の「入学期日及び学校指定通知書」を例年1月頃、各入学予定校区の保護者宛に通知を致しております。その中で但し、事情により校区を変更することも可能ですという通知を申し上げております。その結果、先ほど申し上げた数字が出てきているということですので、そういった事情もございませぬこともご理解いただきたいと思います。

4番（ 齋 藤 幸 廣 ）

再質問に対する答弁の中で、少し気がかりなことが2点ほどありましたので、お尋ね致します。文部科学省の指導で校区外の入学の基準は弾力的に運用しなさいときてるそうですが、ただで隠岐の島町教育委員会としては、この制度については堅持していきたいということでした。96名の申請があって96名すべて認可されるという状況を見た時に、いろいろな理由が挙げられているわけですが、それを踏まえた上で保護者の方々がどういうふうにか考えるのかという事が大切であろうかと思うのです。

現時点では、支障はないという話でしたが、私が言っているのは将来の話でして、将来どうするかというのを本当に検討しておかないと、校区制度の希望がどんどん増えるような状況になった時、手を打つということだけでなく、今からそれを考えておかないといけないと、そして保護者の方々とこのそういう動向をつかんでおかないと校区制度が足元から崩れていくということになりはしないかということが心配されるわけです。

また、文部科学省か、県の教育委員会が分かりませんが、そういう所から弾力的に指導しなさいという大きな流れがあるのですが、隠岐の島町教育委員会は校区制度を守って行くのだという姿勢で臨むなら今から対策を立てるといふか、議論をしていく、そして町民、あるいは保護者のコンセンサスといいますが、そういうものを得ておかないと将来に禍根を残すのではないかと思います。しっかりと検討をして行くつもりがあるのかどうかのお答えを頂きたいと思ひます。

番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

文科省の弾力的運用の経緯の中で隠岐の島町の考え方をしっかりというお話ですが、やはり保護者の皆様方に対しましては教育委員会の考え方をしっかり示していくべきと思っております。

次に将来に向けてですが、保護者の皆様方へのコンセンサスを得るべく議論をして参ります。

次に学校統廃合、将来的に再編ということがあるはずでありますので、そこらとも関係ありますので、校区設定に関しましても、将来計画といいますが、それにのっとった校区指定というのは、しっかりと詰めていかなければならないと思っております。先ほども申しましたが、子供たちが非常に少なくなっていく中で、学校運営と校区は密接な関係がありますので、保護者の皆様、先生方の声も聞きながら学校統合も含めた総合的な検討をしていかなければいけないということでもありますので、将来をしっかりと見据えていきたいと思っております。

議長（米澤壽重）

以上で、齋藤議員の一般質問を終わります。

次に、1番：安部大助 議員

1番（安部大助）

先ほど前田議員からも若者の雇用について質問がありましたが、とても重要なことだと思いますので、重複する部分もあると思いますが私なりの質問をさせていただきます。

先に通告いたしましたとおり、私は「若者の定住対策」について2点、町長の所信をお伺いします。

これからの隠岐の島町を考えた時に、今の若者の考えや若者の力が重要であります。町長も総合振興計画の基本目標にうたっています。

「島をリードする隠岐びとが育つまち」と目標にされるほど次世代を担う若者に対して重視されて、期待されていると受けとめています

しかし現状は厳しく、「就職先がない。職種が少なく選べない。就職していても将来を考えると自分の雇用の事に不安を持っている。」そのような事で、隠岐びとの心をもった若者達が島外へ行っています。

そこで1つ目の質問ですが、若者が安心して隠岐にすむために、町長はこの若者の雇用問題にどのような対策を考えておられるかお聞かせ下さい。

また隠岐の島町は海、山といった全国に誇れる自然があります。

いくつもの素晴らしい観光名所もあり「自然が多い島」としての魅力は沢山あると思いますが、若者達が住んでいく上で、この自然や観光だけが魅力ある町でしょうか

隠岐に住んでいる若者の多くは「商店や町全体に元気がない、自然だけで楽しみがない」と思っています。またリターン者にも同じ思いがあります。

そこで2つ目の質問です。

今の隠岐の島に住んでいる若者にとって、またリターン者、リターン者の若者にとっても、魅力を感じられる町、若者のニーズにあった町にしていくために、町長はどのような方針で町政を進めていかれるかお聞かせ下さい。よろしくお願い致します。

番外（町長 松田和久）

只今の、安部議員のご質問にお答えします。

まず1点目の、「若者の定住対策について、町長は若者の雇用問題にどのような対策を考えているか」についてであります。議員ご承知のとおり、県内においても世界的不況の直撃によりまして、どの企業も景気が著しく低迷しており、来年度は更に高卒の求人を絞り込む傾向となっているなど、若者を取り巻く雇用環境は依然と厳しい状況下でありますことにご案内のとおりであります。

こういった厳しい情勢の中、本町では昨年度に産業の育成と雇用促進を目的とした前田議員の時に言ったように「企業立地奨励条例」を制定いたしまして、本年の3月に、地元のIT企業が立地申請を行い、6月に旧空港ターミナルビルにおいて、コールセンター業の操業を開始したところでございます。

このIT産業は、島で暮らしたいと思っている若い世代をターゲットにしていまして、今後は人材の確保が課題となってまいりますので、学校や地域と連携を密にしながら雇用の確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

本町における若者の雇用の場につきましては、離島でも可能な業務ということになれば、企業の経営上のコストの問題から、自ずと業種に限られますし、一朝一夕に企業を誘致することは難しい問題です。

本町といたしましては、現在、島が豊富に有している地域資源を活用しながら、島の環境にやさしい循環型の低炭素社会の構築を目指した環境産業の育成に取り組もうとしている最中でありまして、こういった島の未来を担う次世代産業が基幹産業として定着するには、もう少し時間がかかりますが、「隠岐に帰って働こう」と言える環境作りの一歩が、今始まったばかりでございますのでご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、2点目の「若者にとって魅力を感じられる町、若者のニーズに合った町にするために、町長はどのような方針で進めていくのか」についてであります。まちづくりに対する考え方としますので、町の考え方についてお答えいたします。

本町では、まちづくりの指針となる総合振興計画を、昨年9月に策定いたしまして、広報誌、或いはホームページなどで住民の皆様にお知らせを申し上げたばかりでございますし、本年3月には、「まちづくりシンポジウム」を開催したところであります。

今回、計画の策定にあたり、地元の小学生から30代の青年層までを中心にアンケート調査を行い、将来の町に対する希望や意見を集約しましたところ、豊かな自然・文化の保護を求めるとか保健・医療・福祉が充実して安心して暮らせるまちづくりなどの声がある一方で、議員ご指摘のとおり、娯楽施設や雇用の場の確保に対する要望が数多くありました。

これらのことを踏まえ、まちづくりは「ひとづくり」からという私の強い思いもあり、総合振興計画の目標の1つに人材育成を主眼とした「島をリードする隠岐びとが育つまち」、2点目には、島での生活の支えと定住を促進するための産業の振興を目標にした「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」、3点目に、安全、安心なまちづくりを目標にした「みんなで支えるやさしい福祉のまち」の3つの基本目標を掲げ、その目標に向かって8つの基本施策を展開する計画を作成したところでございます。

「何とか地域に雇用の場を確保しよう、魅力あるまちにしよう、あるいは、島を活性化に導こう」という熱い想いは、私も議員の皆様も同じでございます。

観光を前面に押し出し、地元の農林水産物を活用した「食」の提供や、特産品の「ブランド化」など、島の地域資源を活かしながら、さまざまな産業と連携し、新たな産業の創出、再生を推進し、若者が安心して働くことのできる環境をつくっていきたいと考えているところであります。

地域の雇用を支える、「島の地域資源を活用した持続可能で自立型」の産業も芽生えつつありますし、今後も若者が安心して住める、働いていける魅力あるまちづくりに向けて、常に情報を収集して取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたしまして私の答弁とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。

1番(安部大助)

観光を前面に出していく、また雇用を支えていく町にするという答弁を頂きましたが、これも若者にとって、魅力な大切なことと思っておりますが、若者のニーズといいますが、就職して

いても隠岐に楽しみがないという人が多くいます。そして島外に行かれる人もいます。観光や雇用だけでなく、例えば商店街などまちづくりに関してもう少し詳しい町長の考えをお聞かせ下さい。

番外（町長 松田和久）

基本的な問題で、今少し突っ込んで思いを語ってくれという事ではないかと思えます。

先般たまたまですが、私が町長になってから一貫して大きな問題になったのは、定住の離島で生活をして行く上での根幹の問題であります。医療問題、航路問題等が大きくクローズアップされたここ数年ではなかったかと思えます。ここにまいりまして、平沼衆議院議員がプロジェクトチームの代表になりまして、「国境離島財政支援法」という法律をつくるべきとおっしゃってくれています。これはひとつには対馬の万関運河周辺でありますとか、あるいは自衛隊基地の隣まで、韓国資本で買収されているという事が発覚致しまして、昨年11月に超党派の議員でもって対馬に行ったのです。

私は常日頃、国境離島にもう少し国会議員の先生方に目を向けて欲しいと、ややもすると国境線が海で隔てられておりまして、中東のように陸地の上で国境線上に機関銃を持って向き合っているというそういった緊張感はありません。私も国民皆一緒に、国家意識、民族意識が全く希薄している国民が日本国民と思う。そのひとつが国境政策が殆ど進められていない中でこういう問題が発覚致しました。

今、そういう中で、離島振興協議会を巻き込んでそのことを強く訴えております。政府は今やっとこれでは駄目だということを言い出してきております。こういったことに国が力を出してもらいますと、今度はこの町でどうやったら若い人たちが、我々の次の世代が“よし、頑張っていこう”という環境を作っていくことがこれからの課題と思っております。

高校生あたりに話を聞いてみますと“遊ぶ所がありません”と、わかります。でも役場が全部遊ぶ所を作るのですか。民間企業が遊ぶ所を作っても経営出来なかったらこれもまた、駄目になってしまうのです。これは同じことの繰り返しになってまいりますが、少なくとも国が基本的な問題に少しでも金を掛けてくれるなら行政としてはそれを受けて、定住をしていくために我々が安心して暮らしていくために、何をいったいどうしたらいいかについて、力を入れていける時代が来るのではないかと私は考えております。

何もかも全部行政でというと、それは今迄も出来なかったようにこれからも出来ないと思えますが、こういう問題が少しずつ前向きに進んで参っておりますので、そういう時代が来ると私は確信致しております。そういう中で、安部議員が言われるように娯楽施設も含めて

そういった事を維持管理出来るような世の中にして行くためには、どうしたらよいのかというのをひとつお互いに汗をかいていくしかないのではないかと。今ここでそれ以上お考えは今のところ持ち合わせてはおりませんが、何とかそういうことで若い人も“よし、わかった” “この島へ帰って来よう”と言えるようなまちづくりをどうやって作っていくのが課題と。答弁にはなっておりませんが、私もそう思っておりますのでお互いに努力をして参りたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議長（米澤壽重）

以上で、安部議員の一般質問を終わります。

次に、7番：齋藤昭一 議員

7番（齋藤昭一）

「新型インフルエンザ感染対策について」質問致します。

世界保健機構（WHO）は6月11日に新型インフルエンザの警戒水準フェーズ5からフェーズ6の最高水準に引き上げました。世界的な大流行パンデミックを宣言しました。世界の動きの中にあって、日本では今のところ病原性は低く、死者が出るほどのものではないため、水際防疫だの、学校休校などの処置は最近は取らなくなっています。この気の緩みを専門家は大いに心配しています。

冬が訪れた南半球では5月以降に感染が急速に拡大しています。数ヵ月後には日本も秋を迎えますが、増殖、成長し、より強烈な病原菌に変身したものとなるのではと危惧しています。先般アメリカでは感染者が100万人とも新聞に出ておりましたが、あるいは隠れた感染者も多くいるのではと思っております。今年の冬には第2波が予想され、3年先まで流行するとみています。20世紀初頭に流行しました、死者4,000万人以上を出した「スペイン風邪」を超える世界的なパニックが起こるのではないかと恐れられています。

私は17年12月と20年12月の一般質問で新型インフルエンザの隠岐の島町の取り組みをお尋ねいたしました。日々刻々と状況が変化していて、国も本腰を入れてきているなあというのが最近の状況です。本町の防災状況をお尋ね致します。

番外（町長 松田和久）

只今の「新型インフルエンザ感染対策について」のご質問にお答えいたします。

6月に入った直後だったと思いますが、WHOではフェーズ6という最高水準に引き上げたということで、この世界的な大流行の宣言をされたばかりです。

まず、本町における、本日までの対応状況であります。メキシコで感染が確認されて以

来、緊急課長会、危機対策連絡会議、危機対策本部会と状況に応じ体制のレベルを上げながら対応してまいりました。

また、隠岐支庁、隠岐保健所、隠岐病院、島後医師会など関係機関が参加する隠岐地区新型インフルエンザ対策推進会議、とりわけ隠岐保健所との連携を密にしながら対応してきたところであります。

具体的な取り組みといたしましては、情報収集、住民広報、発熱相談センターと発熱外来の設置、町の行動計画などの策定、学校・保育所の対応、ウルトラマラソンを始めとするイベントの取り扱い協議などです。

また緊急事態への対応として、開業医・診療所・病院の連携の確認、マスク・防護服等の感染拡大防止のための用品や非常食料の備蓄等の備えを行ってきました。

既にご承知のとおり、今回の新型インフルエンザは弱毒性で、従来想定してきた毒性の強いものとは別な対応策を組み立てる必要があるとの認識のもと、国は去る6月19日に新しい指針を打ち出したところでもあります。

この中では、従来の指針を大きく転換し、発熱外来制度を廃止し原則すべての医療機関で患者を診察すること、重症化しやすい基礎疾患のある患者を除き、自宅療養を基本とすること、患者調査は集団発生の早期確認に重点を置き、遺伝子検査も限定することなど、患者の急増で医療体制が崩壊することのないように、重症患者に力点を注ぐ対策に切り替わっております。これは、いわゆる弱毒性ということによって国の方針が変わってきたということでもあります。

今後、この新しい指針に沿った島内の対策を、関係機関と協議を重ねながら確立していく必要があります、その準備を進めているところであります。

また一方では、南半球は今から冬場になりまして、インフルエンザが流行っているように伺っていますが、この新型インフルエンザが今年の秋以降、冬場を迎える日本でも毒性の強いものに変異する可能性もありますので、そうした場合の対処についても並行して進めていく必要があると考えて、特に県当局、病院当局と話し合いを今しておりますので、よろしくお願い致します。

7番（ 齋 藤 昭 一 ）

答弁の中に確か遺伝子の検査云々というのがありましたが、これは隠岐の施設では遺伝子検査は出来ないのではないか・・・と。これを島外に出してということになると日数がかかるというようなこともありますので、これの早い対応も必要ではないかと思えます。

それと、具体的な計画というのが未だ見えて来ないと。出てきてから対応しようというのが本音だと思います。お金も掛かりますし。果たしてそれでよいのかどうか疑問がございます。

新聞によると新型インフルエンザで保育園や幼稚園、小学校が1週間休校し、子供の面倒をみる為に親が会社を欠勤した場合の経済損失は全国で2,011億円との試算が載っていました。島根では12億円との事です。在宅勤務や、業務の共有化で欠勤者が出てても代替できる職場の体制づくりが必要だということが載っておりました。この役場の中でもそういう検討は必要ではないかと、企業までみんないくというのはなかなか大変ですからそういう啓蒙活動も必要ではないかと。「転ばぬ先の杖」といいますか、対策は万全にとった方がよいと思っております。

医療機関の破綻、物流等社会基盤の機能低下、経済活動の打撃など予想もできませんが、このような事態に対応するのが、行政機関であって、その責任は重要であります。

そこで、20年12月一般質問で防災についてはマニュアルが出来ておりましたが、防疫については余り聞いたことがありませんので質問いたしましたら、未知な部分や不確定なことがたくさんあり今後は関係機関と連携しながら対策を確立していくとの答弁でした。あれから大分経ちましてその後、マニュアル作成は検討されましたかお尋ね致します。町民へは危機意識と早い処置策を検討して行く必要があると思っておりますが、いかが考えですか。

番外（町長 松田和久）

この問題につきましては、鳥インフルエンザが先に走りかけておりましたが、鳥ではなしに豚だということで、少し内容が変わって参りまして、強毒性が弱毒性に変わってきた。しかし、鳥インフルエンザで対策をとということでひとつのマニュアルが国で出来つつありましたので、もしそういう人が出たら即、休校にする。そして一週間休んでいる間にまた、患者が次から次に出たらどうするかという問題も本当はありましたが、たまたま弱毒性でよかったかも知れませんが、こらが先ほども言いますように秋口以降、強毒性に鳥インフルエンザに変更した時にこれが問題になるといわれております。

その為に「隠岐の島町新型インフルエンザ対策行動計画」、「隠岐の島町業務継続計画」、「新型インフルエンザ業務対応」のマニュアルそういうものを特に保健所、病院の先生方とも一緒になり作ってはおります。ただ、本当にこれを防御しようと思ったなら、船も飛行機も止めてしまうのが一番いいそうですが、そうすると島での生活が出来なくなるということで、隠岐病院院長をはじめ、病院サイドもそれは出来ないでしよう、県もそれは無理ですと。今までどうりやりながら、どうやって対応していくかということを考えざるを得ないという

ことを基本にしながら、マニュアルを作成しておりますことをご紹介しておきたいと思いません。

7番（ 齋 藤 昭 一 ）

次の「日本ジオパーク登録の活動」を教育長にお尋ね致します。

21年6月15日に隠岐島4ヶ町村の長をはじめ多くの関係者により「隠岐ジオパーク推進連絡協議会」が設立され、2年後の世界ジオパークへの登録申請を目指すことが決まったとの事です。会長には隠岐の島町長が選出され事務局を教育委員会に置くことになった。と報じられています。今後の活動に期待をするものであります。

私が20年12月にジオパークを持ち出してから約半年が過ぎました。当時は知名度がなかったですが、半年の間に随分いろいろと活動されたようでありまして大分わかってまいりました。その後の経過がわかりませんので、詳細説明をお願いしようと思っておりましたが、先般の全員協議会で詳しく説明を受けましたので、省略します。

「日本ジオパーク委員会」への登録が実現することにより、疲弊した隠岐のトータル産業である観光業を活性化させるにはうってつけの救世主となろうと確信しています。

学術的な価値が非常に高いこの隠岐の地層や地質は、「日本ジオパーク委員会」への登録にあたり、一番がふさわしいと思ったのですが、次回以降となってしまいました。残念ではありますが、世界ジオパーク認定に向けて事務的な準備と島民の理解と協力を得られる活動が必要であろうと思っています。

今後の活動予定と21年9月下旬に日本ジオパーク委員会に認定されたとして、その先の活動を説明が出来ればお願いします。事務局、人員配置、インターネット利用を含む宣伝活動、観光コースの作成、ガイド養成、手配等々についてよろしくお願いします。

番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

只今の齋藤議員のご質問にお答えします。

世界ジオパーク登録に向けての取組みにつきましては、議会全員協議会においてご説明させていただきましたように、まず日本ジオパークへの登録申請を6月19日に行ないましたが、現状では日本初の登録地となることは困難ではないかと考えております。

ご質問の「日本ジオパーク委員会に認定された後の活動」についてであります。先ずは、今年9月下旬の日本ジオパーク登録を目指し、観光事業者や関係団体と協力を図り、国土交通省等の補助事業を導入しながらガイド養成等の受け入れ態勢を整備したいと考えております。また、世界ジオパーク登録には、地域住民の皆様からのご支援ご協力も必要となること

から、ジオパークについてのシンポジウムや広報活動を行いながら、2011年の世界ジオパーク登録に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

具体的な活動計画につきましては、去る6月15日に設立しました「隠岐ジオパーク推進協議会」の幹事会において、島前地域との連携を図りながら活動計画を策定し専門部会の活動を通して推進していくこととしております。

次に、「博物館の設置」についてであります。博物館の有無が世界ジオパーク登録の条件とはなっておりませんが、実際ヨーロッパ等では博物館のない地域が世界ジオパークの登録地として認定されています。しかしながら、博物館ではなくても隠岐の地質、地層等を展示、解説し隠岐の魅力を伝える施設は必要であると考えていますので、本年度実施予定の「隠岐自然館リフォーム事業」に併せて隠岐ジオパークに係る機能充実を図るように町長部局と連携を図って行く考えであります。

7番（ 齋 藤 昭 一 ）

今後の活動をもっと具体的に欲しかったのですが、宿題にしておきます。

平成19年5月10日の第166国会の国土交通委員会で参議院議員の岩井國臣さんがジオパークプロジェクトについて国土交通省の考え方について正しておきまして、これが国会で初めて取り上げたものですが、未だ担当省庁が決定しておりません。話ばかりが先行きして浮き草のようになっておりますが、是非ともこれを定着させてやって頂きたいというのが国へ対しての要望です。

「日本ジオパーク連絡協議会」への認定を目指す地域の活動は、その代表者としてすべてが市長や町長です。山陰海岸ジオパークに至っては兵庫県、京都府、鳥取県の知事たちが手を組んで力を入れて活動されているのは新聞などで報道されております。

「隠岐ジオパーク」認定に向けて、島根県議会議員や国会議員の先生方、関係者へのアプローチが必要ではないかと思っております。隠岐の島町長はたくさんの請願などの課題を持っておられると思っております。窓口の広い松田町長でもあることから、この件も加えて、活動を期待します。実現すれば、観光産業の活性化につながります。町長にお言葉を申し上げます。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

去年の時に答弁いたしました。実は東京でもこの話は少し聞いておりましたが、私共の隠岐の島だけではなく、隠岐の島もジオパークという言葉が流行りだしたのは、山陰ジオパークが新聞に載ったり、インターネットに載ってからのことです。それまで全くなかったのです。ですから私もあのような発言をして非常に消極的だというようなふうに使われましたが、

決してそうではありません。例えば大田の銀山、ここは地域の生活地なのです。ですからこれはまた、ジオパークとは違う世界登録されたことによって、全国から押し寄せられております。ところがジオパークとなるとアカデミックな世界でありまして、本当にマニアのような好きな方には受けると思うのですが、今、議員がおっしゃるようにこれが認定になったら、すぐ観光産業があつという間に振興するということには果たして如何なものかという意見もあるのです。ですから、もっともっと我々全隠岐島民の皆さんがやはり誇りに思うようなことを先に徹底的に勉強して“隠岐は違うよ”という事を皆が口にするようになった時にこれはなっていくものだろうと・・・。「石の館」ですか。博物館を作ってそう簡単に右から左へ行くものではないと聞いていますので、このあたりは先進地事例も含めて十分に検討をしながら。しかし、資源は貴重な資源ですから、そういったものを大いに活用した地域起こしというのは是非、必要だろうと考えておりますので、今私どもの方は教育委員会を窓口にして行うことに決まりましたので、決めた以上は出来るだけ速やかに申請が出来、そして登録が出来るよう努めて参りたいと考えておりますので、よろしく願いして答弁にしたいと思います。

7番（ 齋藤 昭一 ）

教育委員会に大いに期待をいたしておりますので、しっかり勉強して是非ともこれが基幹産業になるべく頑張ってくださいと思います。やってみる価値は充分あると思いますので。

議長（ 米澤 壽重 ）

以上で、齋藤議員の一般質問を終わります。

ここで、15時まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 14時43分 ）

本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 15時00分 ）

一般質問を続行します。

次に8番：石田茂春 議員

8番（ 石田 茂春 ）

先ほど同僚議員が質問し重複しますが、新型インフルエンザ対策についてお伺いいたします。

5月国内で初めて新型インフルエンザ感染者が確認され、その後数日で感染者が急増しました。幸い隠岐の島町では町民の健康管理がしっかりしていた為か、一人も感染者が出てい

ません。又は、町としての予防対策が町民に周知徹底していたかも分かりませんが、予防対策では、マスク、手洗い、うがい等が効果的といわれています。今回マスクについては、全国的に不足し、わが町でも皆無状態でした。備蓄しておられた自治体では、全世帯に配布いたしました。残念ながら隠岐の島町では備蓄をしていなかった為、配布することが出来ませんでした。秋から冬にかけ第二波の新型インフルエンザが、これは毒性の強いものが発生するのではと専門家は予想しています。

隠岐の島町は、第二波の新型インフルエンザ対策をどう考えているのか。万が一感染が発生し拡大した場合のマニュアルは出来てあるのか。又マスク等は全世帯を視野に入れた備蓄を考えているのか、配布するかしないかは別として。

そして、将来的に発熱外来及び感染者ベッドはどう考えているのか。
町長の考えをお伺いいたします。

番外（町長 松田和久）

只今の「新型インフルエンザ対策について」のご質問にお答えいたします。

先ほどの齋藤議員への答弁で、対策の概略についてはご理解頂けたかと思しますので、特にお尋ねの点についてのみ、答弁させていただきます。

まず、本町の対応計画等についてであります。誤解があっては不味いので改めて申し上げますが、行動計画については策定済みであります。業務継続計画と対応マニュアルにつきましては、現在詰め段階に入っておりまして7月中には完成する予定であります。

今後は、国が示した新しい指針に沿ったものに内容変更する作業を並行して行っております。これも先ほど申しましたように、弱毒性から強毒性に変わる心配があるということで、今の所は少し下火になった状態でありまして、そういったものを受けて国の指針が変わってくる。

次に、マスクの備蓄の問題であります。今定例会に提出いたしました補正予算に、庁舎など公共施設で使用する来庁者用と職員用のマスクの購入費が含まれていますが、マスクの持つ本来の機能と有効利用の面から、全世帯に配布する計画は現在持っていません。

ただ今後、秋以降の大流行に備え、多方面での対応が出来るように、町として一定量のマスク等の備蓄については必要であると考えておりまして、その具体的検討を進めております。

次に、発熱外来と感染者ベッドについてであります。齋藤議員にもお答えしたとおり、国の新しい指針では、原則として発熱外来は廃止し、患者は自宅療養とするなど、大きく方針が転換していますので、本町での対応策を関係機関と協議を重ねながら、方針を尊重しつ

つも、実態に即したものとしていきたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

8番（石田茂春）

再質問いたします。

先ほど同僚議員が再質問した時にマニュアルは出来ているといわれたみたいですが、しかしここでは7月中に完成すると、少し誤差がありますね。行動計画は出来て、対応マニュアルは出来てないということですか。

マスクは職員、来庁者には今回補正予算で購入すると、しかしマスクのもつ機能と有効性の利用の面から全世帯の配布はしないと、でも一定量は確保する。マスクは効果がないということなのですか。

今回は、たまたま弱毒性のインフルエンザであったために発熱外来は廃止して、自宅療養を考えたということですが、私はそれは聞いておりません。毒性の強い場合どうするかを聞いているのです。

杉の子学園が今、発熱外来になっておりますが近い将来解体します。その後どうするかということですか。

極端な話ですが、県と島で対応するのか、また別の場所を考えているのか、そういうことなのですか。

番外（町長 松田和久）

再質問にお答えいたしますが、実は「隠岐の島町新型インフルエンザ対策行動計画」は出来ております。ただ、マニュアルについては町としては作りましたが、それを今たたいて専門家で更にきちんとしたものにしようというのが、今作業中でそれが7月に出来るということですので、ご理解を頂きたいと思います。

マスクの件ですが、これは使い方を間違えると逆効果になるとも云われております。これは飛沫感染するわけですので、病院等に行くとマスクを貰えるわけです。

私も最初はわからなくて家に持って帰って、まだ使えると思ってしまっておいたのです。実は本当は触ってもいけない、1回使用するとそれを捨てないといけないのです。その捨て方もビニール袋に入れてきちんとしないと。

そのことを学術的に、マスクが本当に効果的かについては少し問題もあるという意見もあります。一番良いのは「うがい」と「手洗い」だそうです。これを徹底的にしないといけないと、先生方はおっしゃっておられます。

マスクの配布とか、どこか一箇所ですと、隠岐の島町は何もしていないというようにいわれがちですが、確かにそういう批判も頂いております。何故、隠岐が出来ないのかと。

たまたま弱毒性でよかったのですが、強毒性に変わるということになると、当然マスクの使い方も徹底してやる必要があるということで、まだ今回の一次補正 15兆 4千億円の国が補正予算通過致しましたが、私共の方に 5億 5千万円位の臨時交付金が入るといような話があります。これも決定しているようですが。

はっきりすれば、それを使って約 8万枚程度は購入させていただいて1人当たり 5枚平均は渡るように、準備だけはさせて頂きたいという考え方でありますので、宜しくお願い致します。

「発熱外来」旧杉の子学園というのは年末から来年春にかけて撤去して、隠岐病院建設ということになります。そうするとあとどうするかということですが、一時はレインボーアリーナーも候補地に挙がっておりましたが、隠岐病院のところへ改めてプレハブを設置して、そちらで対応していくということです。

8番(石田 茂 春)

8万枚で1人 5枚程度という考えがあれば、最初からそう答弁すればいいのです。そうすれば私も再質問しなかったのです。これからは是非再質問しなくてもいいように明確な答弁をお願いします。

「発熱外来」は隠岐病院のところにプレハブ対応で行うということですが、これは強毒性インフルエンザが発生した時に即やるのですか、それとも前もって造っておくのですか。それを聞いて終わります。

番外(町長 松田 和久)

再々質問にお答え致します。

「発熱外来」の件ですが毒性の強弱ではなく、今のところはインフルエンザは熱に弱いところで夏場に向かっていく今頃は大丈夫ですが、秋から冬になりますとこれまでのインフルエンザに併せて弱毒性新型インフルエンザ、あるいは更に強毒性に変わってくるインフルエンザが入ってくる可能性が大きいということであります。

我々としては、毒性云々は別として旧杉の子学園は撤去せざるを得ないものですから、そうすると当然、それにあわせて準備をしていくという考え方であります。

議長(米澤 壽重)

以上で、石田議員の一般質問を終わります。

次に12番：池田信博 議員

12番（池田信博）

「町独自の支援策で子育てしやすい町づくりについて」を質問いたします。

アメリカ発の金融危機の影響は地球規模で甚大な経済損失を招き各国地域経済は不況脱出に奔走している状況です。今日の我が国経済状況も回復の兆しが遅々として進まないといってもよい状況にあります。バブル経済崩壊後の小泉政権が進めてきた三位一体の改革は地方に税源を移譲すると言いながら地方への歳出削減に重点をおいた財政運営を取り続けてきました。そのこともまた経済状況が好転しない原因の一因ではないかと言われても仕方のない結果を招いている今日の社会経済状況であります。

国においては、後年政治は間違っていなかったといわれるように権力闘争ばかりではなく、英知を結集して国民一人一人が幸せを実感できる暮らしを取り戻すためにしっかりと日本国の舵取りしてその責任を果たしてもらわなければならないと思っています。

厚生労働省は平成 20 年度に限り、子育て支援特別手当を小学校就学前の第 2 子以降の児童に対して 3 万 6 千円を、多子世帯幼児教育期の教育費負担に配慮する観点から支給する事を決定し実施しています。まさに生活対策であるといっていますが何か別の意図もあるような万人からは非常に解りにくい政策としか言いようがありません。

本町では他の市町村に比べ少子超高齢化の進み具合が深刻な状況になっています。団塊の世代の人たちが 75 歳になる 2025 年頃がまさに超高齢化のピークになります。

平成 21 年度町政運営の基本方針で考え方を色々と示されていますが人口減に対する対策なくして隠岐の島町の将来は明るいものにはならないと言っても過言ではありません。平成 16 年 10 月合併から 4 年と 8 ヶ月、隠岐の島町の人口は約 1,000 人も減少し今年 6 月現在 16,000 余人となっているということです。何としてでも人口の減少を最小限に止めなくてはなりません。若い方たちの雇用の場を確保する事が何よりも重要な課題となっています。自然減に打ち勝つには多くの子供たちが多く産まれてこなければならぬのです。

町独自の支援策で子育てしやすい町にする術を講じることが出来れば少子化対策にも繋げることが可能であると考えます。

町内には多くの法人組織があることはご承知のとおりであります。民間の給与諸手当等については詳しくはわかりませんが扶養手当が支払われていない法人も多くあるということです。一つの例をあげます。公共性の非常に高い社会福祉法人を例にとります。法人が施設整備をする場合整備費には多くの場合税金が使われています。また、整備資金借入れに対し

償還利子補給等公金での対応も多くあります。しかし、行財政改革をすすめるにあたり扶養手当をなくしたところもあるということです。設立時の事業計画等については協議をします。公金が使われていても民間法人の運営に關与出来ない現実があります。子育て真っ最中の方には厳しい状況です。隠岐の島町において国が実施した子育て応援特別手当相当額の支援を独自に実施することが出来れば、経済的に子育てしやすい環境、或いは少子化を防止することに対する効果が期待できると考えます。また、経済的理由等で子供を産み育てにくい環境の改善是正にも繋がります。

そこでお伺いします。

子育てしやすい町にするために隠岐の島町独自支援策創設の協議、保育料及び就学前児童医療費の完全無料化の協議、これを実施に向けて協議するお考えはないのですか。

番外（町長 松田和久）

只今の、池田議員の「町独自の支援策で子育てしやすいまちづくり」についてのご質問にお答えします。

本町の子育て支援施策につきましては、議員ご承知のとおり「次世代育成行動計画」に基づき、子育て家庭における「仕事と家庭の両立支援」のための各種保育サービス事業の実施をはじめ、「妊産婦及び乳幼児の健康の確保及び増進」のための各種の保健事業の実施、「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」のための各種の教育事業など国・県の補助事業も取り入れながら総合的な施策を展開しているところであります。

今回、議員のご提案であります「子育てしやすい町にするために隠岐の島町独自支援策創設」、「保育料及び就学前児童医療費の完全無料化」についてであります。議員仰せのとおり地域企業が疲弊していることにかんがみ、財政的には大変厳しいものがありますが、私は常日頃より「子は島の宝」と申しておりますとおり、本町の子育て支援環境を良くするため、少子化対策も考慮した継続的な支援について財政状況も踏まえながら多角的に検討を加えて参ったつもりであります。その結果、子育て家庭の経済的負担の緩和を図るため、本町独自の保育料軽減を実施することが最善策であると判断し、これを本年度から実施させていただくこととし、予算計上させて頂いたところであります。

このことにより、一定程度の効果を生み出すものと考えておりました。議員ご提案の新たな本町独自の支援策や保育料及び就学前児童医療費の完全無料化につきましては、今のところ考えておりませんが、本年度は「次世代育成行動計画（後期：H22～H26）」の見直しの年でもあり、子育て家庭へのアンケート結果も踏まえ、今後も誰もが安心して子どもを生み・育

てることのできる環境づくりに努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、国におきましては前年度に引き続き、本年度も3歳から5歳までの就学前児童に対し一人当たり年額3万6千円の子育て応援特別手当を第1子まで拡大し実施することとなっておりますので、申し添えます。

12番(池田信博)

今朝、給食センター問題の答弁のなかで、子どもが減っていくということを町長も教育長も平気で述べられておられます。私は先ほど子ども達の生まれてくる減少対策をしなくて、島の将来はないのだと、子どもだけが宝ではありません。隠岐びと全てが宝であると思っております。そのように平気で述べられることが問題であります。

意識を子どもが増えるというふうに住掛ける体制の整備、意識改革、思いきった政策を打たなければならないと思います。

そこで今、しっかりと補助金等がついた施策は進めていくということではありますが、私は隠岐の島町において保育料の完全無料化であるとか、独自の支援策であるとか、就学前医療費完全無料化、これに向けて思いきった施策を打っていくことが正に島の明日を考える、子どもの育成につながると思います。

今一度、思いきった施策を本気で考えるということについての答弁を頂きたいと思います。

番外(町長松田和久)

再質問にお答えいたしますが、平成30年よく申し上げますが、今生まれている子どもさんからすると後10年後には島内の中学生、全校生徒で385人が出ております。

平気で言っているといわれましたが、決して本当は平気ではありません。平気では言えません。

今、何とか企業立地をしてでもと、今まで色々企業誘致活動も行ったのですが、最後の最後で何故隠岐に行かなくてはならないかと・・・ということで、ことごとく失敗しているのです。その為には、島内の若い起業家が踏んばれるようなことに力を入れて行きたいということで、私共の方は企業立地を推進するための係りをつくったりしておりますし、そういった新しくIT関係をやる起業にも支援していくということで取り組んでおります。

これは若い人が、ここで働いて行くということが、子どもを拡大していく、つくっていくという事につながっていくと思ってやっておりますが、しかしながら現状ではなかなか一挙に若い子どもが増えてくるという環境には沿うしてない。

そこで統計的に見ると、今いる小中学生あたりからすると減ってくるという事も、きちんと受け止めていかなければならないという事から申し上げているつもりで、決してそれでいいと思っているわけではありませんので、そのところはひとつご理解をお願いしたいと思います。

実は昨年ご案内のように医師が来る人がいない、何としてでもということでは私は「離島医師従事手当」というのを新に創設しましたら2名来ていただくことになりました。

そういう中で、あるところで非常に若い方からですが「先生が来てもらえることは有難いですが、しかし私は嫁と子供もおりますが、実はその医師の従事手当15万円と同じほどしか給料を貰っておりません。」という話を聞いたのです。そして私は何とかしてあげないといけないと思ったのです。

そこで、今の保育料を少し引き下げようということを申し上げて、財政当局とも相談しながら3,500万円位の一般財源持ち出しになると思いますが、今そういうこともやろうとしているわけです。そのことは提案を申し上げたとおりであります。

子育て全部にお金をかけていいかということそうもなりませんので、子育て支援については今の所は3,500万円位をかけてでも、一緒に保育園に通わせている第二子については無料にするとか、料金も国基準よりも大分下げていくようなかたちをとらせてもらった直後でありますので、今の段階では計画を策定するなかで考えてみて欲しいということで、現段階ではそれ以上のことを考えていないということをお願いしました。

何とか今、保育をしている皆様方が少しでも一助になればということで、対策をとらせてもらっておりますので宜しくお願いしたいと思います。

12番(池田信博)

思い切った施策は、次に考えるということでもありますので期待しておりますけど、果して考えるかどうか、考えるだけで終わりはしないかと・・・危惧のほうが大きいということでございます。

次に2点目の質問「雇用の場の確保について」質問いたします。

働く場所の確保については厳しい社会経済情勢ではありますが、隠岐の島町では一般事務職員を昨年より計画的に採用しています。民間では廃業やリストラ等により働く場所も減っていますが就労者数も減ってきています。各種産業の振興、企業誘致等による雇用の確保を図らなければなりません。

今年度より島内事業者がコールセンター業を起業され多くの方たちを雇用して事業を開始

れているそうです。将来展望は明るいものだと聞いています。島根県、隠岐の島町の金銭的支援策は今のところ5年間限りとなっています。

今言われているコールセンター等 IT 関連事業は人材確保が大切で、人材確保が厳しい業種であるとのこと。仕事量は充分にあると報告を受けています。目標としている雇用数は100人規模の計画があるとのこと。事業継続が可能となるように本町として引き続き出来る支援はすべきだと考えます。

そこでお伺いします、町長が出来る雇用の場の確保策とは具体的にお教え願いたいと思います。

番外（ 町長 松田和久 ）

只今の池田議員の分割質問2点目の「雇用の場の確保について」にお答えします。

議員もご承知のとおり、県内においては、製造業を中心に景気が低迷しており、次年度の企業の採用予定は、今年3月の採用実績を大幅に下回っています。

本町においても厳しい経済環境に変わりはありませんが、本年6月からIT産業が操業を開始いたしましたことは本当に嬉しい限りでございます。今後は議員仰せのとおり、人材の確保とか育成が課題となってきますので、町としても事業継続が可能となるよう、出来る限りの支援を行ってまいりたいと考えています。

上五島市もIT関係のコールセンターをやっておりますが、非常に難しい問題があります。コールセンターというのはマッチ箱のようなところに入って仕事をやる。リスクというか非常に厳しいそうでありまして、特に若い人が辞めていくという環境にあるとも聞いております。そういうことで、人材育成が大切になってくるということについては私も同じ限りでありまして、出来るかぎりのそういった意味での支援もしていく必要があるかと思えます。

議員ご質問の「町長ができる雇用の場の確保策とは」についてであります。本年3月議会の冒頭の所信表明で申し上げましたが、本町の基幹産業であります農林水産業の活性化は、観光を機軸とするまちづくりを進めるうえで極めて重要であると考えていまして、昨年の町長選挙の折にも、もう一度農林水産業を足元から見直してということをお願いしたつもりであります。このことが、交流、生産、流通などのトータル産業として振興が図られ、島の雇用の拡大に繋がるものと思っているところであります。また、本町が有している地域のあらゆる資源を活かして、持続可能な新たな産業を創出することが、公的依存型の産業構造から脱却し、地域経済の自立に繋がるものと考えているところであります。

本年の4月には、起業の支援体制の強化を図るために、定住対策課の中に起業支援係を新

たに設置いたしました。島内で雇用の場を創造することを目的に、新たな起業活動を行う者や、新産業や1次産業への異業種参入を試みている企業などに対して、官民が一体となった体制で取り組めるよう努めてまいり所存であります。

また、本年から新たな産業として取り組んでいる木質バイオマス事業につきましては、停滞している林業や建設業などの異業種を活性化させ、環境産業の振興につながる様々な次世代産業を育成したいと思っております。これには今少し時間がかかるようございますが、林野庁の事業ニュービジネス関係では前向きに取り組みが、概ね報告がでて参ったような状態であります。尚、バイオマスの資源としては、林地内の残材、間伐材、松食い虫の被害木など、今まで利用されなかった未利用の木材が対象となりますので、里山の再生にも繋がるものと期待しております。

この島に住む人たちを守るためには、新しい産業の創出と雇用の確保が急がれるという気持ちは私も同じであります。昨年から新しい産業に対する支援策も制定されました。本町の産業を振興し、何とか地域に雇用の場を確保したいと強く考えておりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁にかえさせていただきます。

12番(池田信博)

答弁の内容は、まさに私の考えていたとおりでありました。もう少し時間をかけるといいながら、具体的に観光産業を含めて第一次産業を振興させることによって、雇用がいくら増えたのか。実際問題として、まだうまれてないのです。今、現実問題として雇用は減少しております。

コールセンター業の誘致、このことについては先ほど町長も言われましたように既に34名、今年度50名に向けてということですので、これは期待もしておりますし、またその人材育成に対する支援も考えていかなければならないということですので、そのように是非して頂きたい。そしてその取り組みを町全体ですべきだと思っております。

そこで、これから色々な方にご意見を伺いながら雇用の場の確保できる企業誘致と私共も一生懸命勉強して提言してまいります。その事をここにおられる所管課の皆さんだけでなく、全体で考えてやっていかななくてはならないと思っております。

私が以前、質問した中ですぐに取り組むと、時間をきって3月年度末までに作成しますといいながら2年間、3年間も放っておいた土地利用の問題があります。

そのことについても真摯に反省しながら、これから取り組んでいってほしい。

質問の内容は少し外れているように思いますが、まさに「雇用の場」の確保なのです。

それは全体で考えるべきだと思います。

ここにおられる執行部の皆さんは全体で反省しながら、これから時間を切って、早急に作り上げていただきたい。如何ですか、町長。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

分割質問2点目の再質問にお答えをいたします。

委員会の方でも、そのことが指摘されたようでございまして、所管いたします企画財政課を中心に農林課、観光商工課一緒になりまして期間を何時まで言ったかはわかりませんが、早急に作るようにしたいと思っております。私の監督不行届きがあったらお許し下さい。それも企業誘致には大事なことでありますし、雇用につながることも事実であります。

宜しく願いいたします。

議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、池田議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日6月30日は、定刻より質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

（ 散 会 宣 告 1 5 時 4 2 分 ）

以 下 余 白